朕惟（ちんおも）ふに、我（われ）が皇祖皇宗（くわうそくわうそう）、国（くに）を肇（はじ）むること宏遠（こうえん）に、徳（とく）を樹（た）つること深厚（しんこう）なり。我（われ）が臣民（しんみん）克（よ）く忠（ちゅう）に克（よ）く孝（かう）に、億兆心（おくてふこころ）を一にして　世々（よよ）其の美（そのび）を済（な）せるは、此（こ）れ我（わ）が国体（こくたい）の精華（せいくわ）にして教育（けふいく）の　淵源亦実（えんげんまたじつ）に此（ここ）に存（そん）す。　爾臣民父母（なんじしんみんふぼ）に孝（かう）に、兄弟（けいてい）に友（いう）に、夫婦相和（ふうふあいわ）し、朋友相信（ほういうあいしん）じ、　恭倹己（きょうけんおのれ）を持（ぢ）し、博愛衆（はくあいしゅう）に及（およ）ぼし、学（がく）を修（おさ）め、業（げふ）を習（なら）ひ、以（もっ）て知能（ちのう）を啓発（けいはつ）し、徳器（とくき）を成就（じょうじゅ）し、進（すす）んで公益（こうえき）を広（ひろ）め、世務（せいむ）を開（ひら）き、常（つね）に国憲（こくけん）を重（おも）んじ、国法（こくほう）に遵（したが）ひ、一旦緩急（いったんくわんきふ）あれば義勇公（ぎゆうこう）に奉（ほう）じ、以（もっ）て天壌無窮（てんじょうむきゅう）の皇運（こわううん）を扶翼（ふよく）すべし。是（かく）の如（ごと）きは、獨（ひと）り朕（ちん）が忠良（ちゅうりゃう）の臣民（しんみん）たるのみならず、又（また）以（もっ）て爾祖先（なんじそせん）の遺風（いふう）を顕彰（けんしゃう）するに足（た）らん。斯（こ）の道（みち）は、実（じつ）に我（われ）が皇祖皇宗（くわうそくわうそう）の遺訓（いくん）にして、子孫臣民（しそんしんみん）の倶（とも）に遵守（じゅんしゅ）すべき所（ところ）、之（これ）を古今（ここん）に通（つう）じて謬（あやま）らず、之（これ）を中外（ちゅうぐわい）に施（ほどこ）して悖（もと）らず、朕爾臣民（ちんなんじしんみん）と倶（とも）に拳拳服庸（けんけんふくよう）して咸（みな）其の徳（そのとく）を一（ひとつ）にせんことを庶幾（こいねが）ふ。